

# 議会議事録

令和5年 第2回定例会

日 時：令和5年3月20日  
15時40分から

召集場所：消防本部会議室

沖永良部与論地区広域事務組合

令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会議事日程

令和5年3月20日 月曜日 15時40分 開議

消防本部 1階会議室

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸般の報告
第4		行政報告
第5		一般質問 1. 喜山康三君
第6	議案第3号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第4号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
第8	議案第5号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第6号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第7号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第8号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第9号	沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案第10号	沖永良部与論地区広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について
第14	議案第11号	沖永良部与論地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
第15	議案第12号	沖永良部与論地区広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
第16	議案第13号	沖永良部与論地区広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第14号	令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
第18	議案第15号	令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算
第19	同意第1号	監査委員の選任同意について

令和5年 沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会会議録

告 示 月 日	令和5年3月14日 告示第3号					
召 集 の 場 所	沖永良部与論地区広域事務組合 消防本部会議室					
開議・閉会の日時	令和5年3月20日 15時40分 開会 令和5年3月20日 16時50分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開 議 15時40分 休 憩 16時42分～16時47分 散会・延会・中止 時 分					
出席議員 並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 0名  【凡例】 出席 ○ 欠席 -	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	議長	西 文男君	○	5	南 有隆君	○
	1	沖野一雄君	○	6	新山直樹君	○
	2	児玉実隆君	○	7	奥山雅貴君	○
	3	桂 弘一君	○	8	喜山康三君	○
	4	池田正一君	○			
会議録署名議員 3番 桂 弘一君 4番 池田 正一君						
職務の為出席した者の氏名 総務課長補佐 山田 英人君						
地方自治法第121条 により説明の為出 席した者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	今井 力夫君 前 登志朗君 久留 満博君(代理) 井上 修吉君 白石 昭弘君	総務課長 署 長 分遣所長 介護次長	通村 隆彦君 平山 大樹君 本 哲文君 東 公仁君		
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

### 開会宣言

○議長（西 文男君）ただ今から、令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

### 会議録署名議員の指名

○議長（西 文男君）**日程第1**「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によって、3番「桂 弘一」君及び4番「池田 正一」君を指名します。

### 会期の決定

○議長（西 文男君）**日程第2**「会期決定の件」を議題とします。

○議長（西 文男君）お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

### 諸般の報告

○議長（西 文男君）**日程第3**「諸般の報告」を行います。1月17日第1回定例会後について報告します。

- ・1月20日及び3月3日に実施した「出納検査」について、監査委員からお手元にお配りしてある資料のとおり「適正に執行管理されている」旨の報告がありました。識見監査員の辞任について、管理者から知名町の監査委員としての「任期満了」で本組合の監査委員も辞退したい旨の願いがあり、承認した旨報告がありました。山副管理者が健康上の理由で出席できないため、久留副町長が代理で出席しております。以上で諸般の報告を終わりますが、事務局から訂正がございます。同意第1号の監査委員の選任同意についての2枚目ですが、一番下の平成5年3月定年退職予定とありますが、令和5年3月に訂正をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。

### 行政報告

○議長（西 文男君）**日程第4**「行政報告」を行います。管理者

○管理者（今井力夫君）行政報告につきましては、消防長の方から詳しく説明をさせたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（西 文男君）消防長

○消防長（白石昭弘君）行政報告を申し上げます。1月17日第1回定例議会後の行政報告を申し上げます。

- ・1月18日 18日分遣所・27日本署の防火ポスター審査会を実施しました。管内の小・中学校から防火ポスターの応募が667点ありました。厳正な審査により入賞作品147点を選出し、優秀作品につきましては、火災予防期間中、Aコープなどで展示を行い防火思想の普及に努めたところがございます。
- ・1月21日 与論で「空から離島を救う」の題で、沖縄ドクターヘリの米盛センター長と奄美ドクターヘリの中村センター長の講演がありました。沖縄自衛隊ヘリ要請時に仮通報することにより、40分の病院収容が短縮できるとのことでした。会場で南議員からヘリの到着時間短縮の質問があり、仮通報要領を定め、沖縄自衛隊を要請する南3本部で共通した仮通報で現在運用しております。
- ・3月4日 火災予防運動期間中に、住宅火災が発生し、1名の方がお亡くなりになりました。今年に入り2名の焼死者を出す事態となり緊急に幹部会を開き、期間中の予防広報の徹底と独居老人宅査察、住警器の設置推進の指示をしました。現在社協と連携した独居老人宅査察を進めています。
- ・3月7日 自衛隊ヘリの要請時間が思うように短縮出来ず、米盛医師の来島に合わせ沖永良部徳洲会病院で医師、事務、消防による検証会を実施し、米盛医師よりアドバイスを頂き、3月15日のヘリ要請時には、要請から1時間後にヘリが離陸し沖縄並みの要請時間短縮を図ることが出来ました。
- ・3月17日 分遣所の高規格救急車が「財団法人日本自動車工業会」様のご善意により寄贈されました。山町長はじめ高田議会議長、消防議員及び関係者ご参列のもと、受納式を挙行いたしました。

今回整備されました救急車の特徴としまして、360度周囲が確認できるモニターにより、走行時の安全性が確保でき、磁気浮上式防振ベットにより防振性能が向上し、傷病者の負担軽減ができるものになっております。また、医療資機材につきましては、沖縄ドクターヘリと連携が取れるよう心電図モニターがヘリと同一機種とし、モニターの状況を医師に報告をして現場到着時から医療介入ができるよう体制が整っております。

- ・ **3月20日** 本日、令和5年第2回定例議会となっております。次の資料につきましては、令和5年の出動件数と令和4年度の介護申請状況の資料となっております。そちらの方はお目通しをお願いしたいと思います。以上で行政報告を終わります。

#### 一般質問

○議長（西 文男君）**日程第5** 「一般質問」を行います。一般質問は、本定例会から申し合わせにより一人あたりの持ち時間を20分以内とすることを試行いたします。発言を許可します。

「8番 喜山康三君」

○8番（喜山康三君）お疲れ様です。一般質問を行います。

1.救急車及びぎ装設備等の入札の在り方についてお伺いします。

- ① 入札の方法はどの様なものか。
- ② 入札参加資格の審査が行われると思うが、選定要件はどうなっているか。
- ③ 入札に付する事項について伺いたい。
- ④ 入札者へ入札日の仕様書は何日前に通知しているか。
- ⑤ 通知した業者が入札辞退したことがあるか。また、1者だけで入札したことがあるか。あれば年度と回数辞退理由について。

2. A E D 設置について

空港、港待合室や不特定多数の利用者が多い公共施設等には、A E D 設置が必要と思われる。A E D 設置を進めるべき施設等のチェック、関係機関への設置要請等を救急業務の一環として、消防署が率先して行う必要があると考えるが見解を伺いたい。以上お願いします。

○議長（西 文男君）管理者

○管理者（今井 力夫君）皆さん改めましてこんにちは、喜山議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

1 番目の救急車及びぎ装設備等の入札の方法はどの様なものかという事についてでございますけれども、今回の寄贈救急自動車の入札をまず中心にお答えしたいと思います。救急車は「一般社団法人日本自動車工業会」から寄贈されたもので、寄贈の時点でトヨタ社製が決定しておりました。その後の手続といたしまして、鹿児島トヨタから寄贈についての連絡があるので、その後にぎ装についての打合せをするようにという条件が付されております。従いまして鹿児島トヨタと1者随契約となり、見積り合わせということになりました。通常の場合ですと車両のぎ装の可能な業者を指名しての指名競争入札が一般的であります。

2 番目の入札参加資格の審査が行われると思うが、その選定要件がどうなっているのか。ということについてでございますが、組合の契約規則は、管理者町の準用規定となっております。構成町に指名願いが出されている場合、基本的にはそれを適用することになります。また、直接出された場合にはこの場合契約の履行がかつ誠実に行われ、その後のメンテナンス等が確実に行われるかという辺りを重点に選定をしております。判断といたしましては県内各消防本部への納入実績や構成町や県への納入実績等で判断をしております。

3 番目の入札に付する事項について伺いたい。ということでございますが、通常車両等の入札ではぎ装及び積載機材等について作成した仕様書に基づいて入札を行います。今回は、寄贈元からトヨタ製の高規格救急車を寄贈します。との事でありましたので、搭載する救急資機材等及びこれに関わるぎ装が主な事項となります。

4 番目の入札者へ入札日の何日前に通知をしているのか。という事についてお答えします。見積期間については、以前議員から見積期間が短いと、指名業者において資機材メーカーからの見積が期限内に取れないこともあり、辞退するケースがあるのでその辺を十分に配慮するように、とのご指摘もあったため、業者へ見積期間の確認を行うと共に、通常の場合見積期間をおよそ3週間以上に設定することとしております。ただし、指名業者全てがそれ以内でも可能な場合は、その期間以上としております。今回の救急車は、入札前に業者との十分な打合せができていたため、業者においても事前に積載する救急資機材等の見積期間が十分に取れたことにより、15日間と設定しております。

す。

5 番目の入札した業者が入札辞退をしたことがあるか。また、1 者だけで入札したことがあるか。あれば年度と回数、辞退理由等についてお答えします。この10年間車両等の入札についてまず、お答えします。

- ・本署救助工作車 令和3年6月入札 4者中2者が辞退
- ・本署指令車 平成27年8月入札 6者中1者が辞退
- ・本署タンク車 平成25年8月入札 5者中3者が辞退
- ・分遣所救助タンク車令和2年6月入札 4者中2者が辞退

この様な結果になっております。辞退の理由といたしましては、こちらから詳細に問い合わせることはしていませんが、見積期間が短いことによる辞退はなかったものと考えております。今後も指名業者が出来るように見積期間は、設定して参りたいと思います。参考までに申し上げますと、3町においても消防車の入札では、ほとんどが2者のみが入札しているのが状況でございます。

2 AED設置についてお答えをしたいと思います。空港や港待合室不特定多数の利用者が利用する公共施設等においてAED設置が必要と思われる。AED設置を進めるべき施設等のチェック、関係機関への設置要請等を緊急業務の一環として消防署が率先して行う必要があると考えるその見解をといた事でありましたので、AEDについては一般の方々の使用が、平成16年に承認されて以来約20年が経過し、当本部管内においても徐々に設置数が上がってきております。現在AEDの設置については県、町役場、各事業所等において独自に設置をしているのが現状でございます。消防署としても「日本救急医療財団」が推奨する施設、空港や港、スポーツ施設や多数集客施設などのAED設置状況は確認し、関連施設に情報提供を行いたいと思います。この様な事でAEDの設置については行っている次第でございます。以上で回答を終わります。

○議長（西 文男君） 喜山君

○8番（喜山康三君）ありがとうございます。救急車とかその辺の導入については、きちっとした形で入札が行われているのかどうかその辺のチェックも兼ねてお聞きしたわけなんですけど、今回与論に入れたのは「寄贈車」ですので特別に入札というのは、ぎ装品の事だけですよ、高規格救急車の場合は車両とぎ装が一体化して入るという事で、消防長からはしているという事でネットで調べるとそういうことで載っているわけで、高規格救急車の場合は、ぎ装は当初からもう中に入っているという形でするようにとあったんですけど、今後、救急車を導入する時にすべて高規格救急車でされるものなのか、それについてはどのようなお考えですか。

○議長（西 文男君） 消防長

○消防長（白石昭弘君） 今後の高規格の整備状況ですが、現在本署に1隊、分遣所に1隊救急隊が配備してございます。そこに予備車を1台ずつ置いてあります。まずはこの高規格救急車を本署1台、分遣所1台、予備車は2B型とって高規格でない救急車を整備すると、なぜかと言うと高規格車というのは高額ですので、現在、高規格に載っている資機材を使える物を次の予備車に充てるというように回して行って予備車の運用に凶っていくと高規格については、医療資機材というのは7年で更新をしないといけないということもあまして、高規格を10年ぐらい持っている次の機材が2B型に回っていくというサイクルで考えております。以上です。

○議長（西 文男君） 喜山君

○8番（喜山康三君） 高価な機械ですので、現場の方が色々考えて運用されていると思いますけれども、私また2台も高規格救急車はいらないんじゃないかという意味もあってお尋ねするわけなんですけど、救急車の入札において3者見積で出された事がありまして、3者ありましてその1者の中に救急車の納入が全く実績のない会社名を前の議会で聞いた事がありましたので、お聞きしているわけなんですけど、入札業者の辞退されるんだったら辞退するだけの何か理由があるんじゃないのか、先程管理者から辞退理由についてはお聞きしていないとおっしゃっていますけれども、できれば辞退した理由についてこっちがわざわざ指名しているわけですよ、辞退する理由についてこれは正すべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（西 文男君） 総務課長

○総務課長（通村隆彦君） お答えします。辞退の理由については当然こちらが指名をして、指名の前にも相手に入札は大丈夫ですか。といった事で問合せをしてその上で指名をしているわけなんですけど、そこで辞退をした理由をこちらから聞いてもはっきりとした答えが頂けない、といった事ですのでその辺聞いてもそれぞれ業者は業者としての都合がありますので、そういったことでちゃんとした答えは教えて頂けないかなと思っております。その辺を正直に聞くというのは、

難しいところだと考えております。

○議長（西 文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）言われる事は分かるんですけども、逆に入札する側ね、ただの要件だけを揃えるだけのために入札を依頼した形に受け取れないこともないわけですよ、実際、本当に入札をするために3者を選んだのか。ただアライバイ作りのために3者を選んだのか。ただアライバイ作りのために3者の名前を並べたのかとなりますよね、その辺はしっかりチェックする必要があると思いますので、その辺漏れがないようにお願いします。

2番ですけどもAEDの設置については、これは不特定多数空港とか港とか与論の港の待合所には設置されていませんよ、その場所でも空港でも港でもそこが閉まると利用できないわけなんですよ、365日24時間そういう不特定多数公共施設では、AEDが利用できるような設置の仕方をするとか、設置すべきだという形で消防署側からそういう形で新しい法律を作ってもらおうとか、その辺もやりながら現場の皆さんの声を本署の方に届けてそれをぜひ進めて頂きたい、これをお願いしたんですがいかがでしょうか。

○議長（西 文男君）消防長

○消防長（白石昭弘君）大変有り難いお言葉で、できればAEDを所々に設置をして、愛知万博で実証実験をされまして、100箇所にAEDを設置して、そうすると5症例があつて4名が社会復帰をされたといったことがありましたけれども、数を置けば良いんですけども日本救急財団の方から効果的なガイドラインの設置要領というのが出ていまして、その中には50歳以上の成人250人以上が1日16時間以上常通している施設。とガイドラインの方にはありまして、ここは離島ということもありまして、こんなにスペースもないですけども、重要な施設であると今、喜山議員おっしゃったとおり施設がされているという事ですけども、それを屋外に設置すると屋外に設置するボックスが60万円するということで、AEDよりも高額になってしまうという事で現実的ではないとできれば今、与論の場合には待合場にあつてそれを港に移動する時にはAEDを持って移動するか、人が集まる所に設置する様な方向性を今後、救命活動の時に推進していきたいと思っております。以上です。

○議長（西 文男君）喜山君よろしいでしょうか。

○8番（喜山康三君）ありがとうございます。

○議長（西 文男君）これで喜山君の一般質問を終わります。

#### 議案第3, 4, 5, 6, 7, 8, 9号審議

○議長（西 文男君）**日程第6** 議案第3号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」

○議長（西 文男君）**日程第7** 議案第4号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」

○議長（西 文男君）**日程第8** 議案第5号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

○議長（西 文男君）**日程第9** 議案第6号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」

○議長（西 文男君）**日程第10** 議案第7号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

○議長（西 文男君）**日程第11** 議案第8号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び

○議長（西 文男君）**日程第12** 議案第9号「沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、「定年延長について」関連する議案なので、会議規則第36条の規定により、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認め、7議案一括とします。

#### 提案理由の説明

○議長（西 文男君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今、ご提案申し上げました。

・議案第3号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」

- ・議案第4号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」
- ・議案第5号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」
- ・議案第6号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」
- ・議案第7号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」
- ・議案第8号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について」及び
- ・議案第9号「沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、地方公務員法の改正による定年延長に係る関係条例について所要の改正及び新規制定それに伴う廃止等を行うものでございます。宜しくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

### 質 疑

- 議長（西 文男君）これから質疑を行います。質疑は7議案一括で行います。質疑ありませんか。喜山君
- 8番（喜山康三君）「議案8号」の件なんですけれども、育児休業等という事で今、少子高齢化とか働き方改革で色々取り出されておりますが、育児休業ができてから該当するような職員で育児休暇を取っていない職員は何名いらっしゃるのか分かりますか。
- 議長（西 文男君）総務課長
- 総務課長（通村隆彦君）育児休暇ではなくて、育児休業という事でお答えさせていただきます。その制度はできていますけれども現在、この制度により育児休業を取った職員は一人もおりません。
- 議長（西 文男君）何人対象者がいてという質問がありましたので
- 総務課長（通村隆彦君）対象者については育児要請で休みたいというのは、正確には何名ですよ。とは現在資料を持ち合わせておりませんが、育児のために休業したいという事であれば該当はいたしますけれども数字は持ち合わせておりません。後で調べてから回答という事でよろしいでしょうか。
- 議長（西 文男君）喜山君
- 8番（喜山康三君）条例はできても該当者がおっても休暇を取ってくれないとか、取れないと色々な諸案事情があると思うんですけれども、そういう状況がどうなっているかという事も把握すべきじゃないかなと思うんです。なんで取らないのか。取れないのか。これでは名ばかりで条例の形だけで本当の意味での法律の趣旨、目的に沿ってないような状況が続いているんじゃないのか。特に分遣所の場合は人数が少ないからですね、今度また九州にも行かれるんで非常に厳しい状況にありますので、このことも合わせて一定の人員確保というのは必要じゃないのかとそういう意味合いを込めて質問をしたわけなんです。以上です。
- 議長（西 文男君）管理者
- 管理者（今井力夫君）今の岸田内閣で最重要課題の一つとして子育て世代をどうバックアップしていくのか、というのが大きな話題になっている所でございます。そこにまさに育児休業をイクメンが何名出てくる事が可能になるか。女性だけが今、育児休業を取るというのがほとんどの職場の状況でございます。そこに男性の皆さんの育児休業をどう取得させるようにしていくかということでは、国としては育児休業期間中に双方の給料をそのまま保持するという事を何ヶ月間はしていく必要があるんじゃないのか。というような事で国の方は今、検討しております。実際に私も今、役場職員を持ちながらじゃ育児休業を職員が取っているかという147名中ゼロです。ただ来年度1名が育児休業を3ヶ月程度取りたいというような要望が出されておりますけれども、非常に現場としてはなかなか手放しでそれを喜ぶかというとその分会計年度任用職員がすぐに手に入って会計年度任用職員じゃその仕事出来るのか。という辺りを考えていく時には非常に苦慮するところです。理想としては、やはり子育ては両方でやっていけるようにしていける方向でもって行きたいと思っておりますけれども、何分多分それぞれの所属の中において現在、抱えている職員の数というのがなかなか予算の中で精一杯のところ動かしているのではないのかなとその中で少しでもという事で会計年度任用職員の採用をもって少しはそれに余裕を持たせられるような事はできないのか。という事で職員の勤務時間の時間外勤務をなるべく減らすために会計年度任用職員の配置というもので少しは、解消しようという事で動いているのは今の現状でございます。議員がおっしゃるように希

望するような育児休業を本当に日本自体がまだ取れていないのが現状ではないかなとは思いますが。そういう意味ではヨーロッパ諸国に比べるとその辺は我々がまだ後進国だと否めないところかなとは思っております。理想としてはやはり家事も両方でやる育児も両方でやるとそういう制度の出来た国づくりというのを本当にこれから日本という国が取り組んでいかなければいけない部分になっているのかなと思っております。以上です。

○議長（西 文男君）「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

#### 討 論

○議長（西 文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西 文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

#### 採 決

○議長（西 文男君）これから「採決」を行います。

- ・議案第3号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」
  - ・議案第4号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」
  - ・議案第5号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」
  - ・議案第6号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」
  - ・議案第7号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」
  - ・議案第8号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び
  - ・議案第9号「沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- （異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は可決されました。

#### 議案第10, 11, 12, 13号審議

○議長（西 文男君）**日程第13** 議案第10号「沖永良部与論地区広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について」

○議長（西 文男君）**日程第14** 議案第11号「沖永良部与論地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

○議長（西 文男君）**日程第15** 議案第12号「沖永良部与論地区広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」及び

○議長（西 文男君）**日程第16** 議案第13号「沖永良部与論地区広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は「個人情報保護」に関連する議案なので、会議規則第36条の規定により、一括議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認め、4議案一括議題とします。

#### 提案理由の説明

○議長（西 文男君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今、ご提案申し上げました。

- ・議案第10号「沖永良部与論地区広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について」
- ・議案第11号「沖永良部与論地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」
- ・議案第12号「沖永良部与論地区広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」及び
- ・議案第13号「沖永良部与論地区広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、個人情報の保護に関する法律の改正に関わる関係条例について所要の改正及び新規制定それに伴う廃止を行うものでございます。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

### 質 疑

○議長（西 文男君）これから「質疑」を行います。質疑は4議案一括で行います。質疑ございませんか。  
（質疑なしの声）

○議長（西 文男君）「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

### 討 論

○議長（西 文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西 文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

### 採 決

○議長（西 文男君）これから「採決」を行います。

- ・議案第10号「沖永良部与論地区広域事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について」
- ・議案第11号「沖永良部与論地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」
- ・議案第12号「沖永良部与論地区広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」及び
- ・議案第13号「沖永良部与論地区広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第10号、議案第11号、議案第12号、及び議案第13号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第14号審議

○議長（西 文男君）**日程第17** 議案第14号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

### 提案理由の説明

○議長（西 文男君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今、ご提案申し上げました。議案第14号は「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第3号）」についての案件です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149千円を追加し、歳入歳出の総額を420,369千円と定めるものであります。歳入は、手数料及び雑入の追加。歳出は、修繕費及び光熱水費等の組換え等の追加予算であります。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

### 質 疑

○議長（西 文男君）これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。  
（質疑なしの声）

○議長（西 文男君）次に「歳入歳出予算補正」の質疑を許します。質疑は歳入・歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（西 文男君）「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

### 討 論

○議長（西 文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西 文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

### 採 決

○議長（西 文男君）これから「採決」を行います。議案第14号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

### 議案第15号審議

○議長（西 文男君）**日程第18** 議案第15号「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」を議題とします。

### 提案理由の説明

○議長（西 文男君） 本案についての提案理由を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君） ただ今、ご提案申し上げました。議案第15号は「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」の案件でございます。令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算を歳入歳出それぞれ412,589千円と定め、地方自治法第211条第1項の規定により提出するものであります。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

### 質 疑

○議長（西 文男君） これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませんか。沖野君

○1番（沖野一雄君） 予算編成についての考え方で、一番最初のところの説明資料の中で「必要最小限の経費を計上しました。」とあります。とりあえず管理者にお伺いしたいと思います。例年どおりの予算編成だと思うんですが、例えば説明書の7ページの28の予備費のところですけども、昨年当初が50万円でした。今年は300万円と質問しないわけにはいきませんので、予備費がなぜ増えたのか。その辺りの考え方、必要最小限の中でなぜ予備費を増やさざる得なかったのか説明を管理者に伺います。

○議長（西 文男君） 管理者

○管理者（今井力夫君） これまでは50万円ということで、行ってきた場合には次年度の各構成町から収入が入ってくるまでの間に支出しなければいけない予算というのが生じてきます。その時にはそれに対応するためにまた、対応の仕方でも一回組んどいて、さらにこれを改まって予算提示をしたりしますので、そういうことがないようにこの予算がある程度使えるお金が集まる間までにそれなりの原資を持って置かなければいけないという場合がこれまで多々生じてきております。そういう意味では300万円今回に上げてあるものは、ある程度の原資が入るまでの間に支出を伴うものに対して即対応できるように、という事も必要ではないかなと、その方が分遣所にしても本署にしても対応の仕方が煩雑さがなくなって職員の働き方というのも非常にスムーズにいくんじゃないかな、という事で皆さんのご理解を頂ければなとそういう趣旨で今回300万円という予備費の揭示をさせて頂いております。以上です。

○議長（西 文男君） 沖野君

○1番（沖野一雄君） 私は別の理由かと思ったんですが、新型コロナの感染対策として今まで2年ぐらいいですね、それに財源が補わされて色々想定外の支出が今後想定されると思います。そのための予備費の揭示かと思ったんですが、今の管理者の説明で正しいんでしょうか。いかがでしょうか。総務課長、今の管理者のご答弁は正確ですか。

○議長（西 文男君） 総務課長

○総務課長（通村隆彦君） お答えいたします。管理者が先程お答えいたしましたそれでよろしかったでしょうか。というお話ですけども趣旨としては、そのとおりでございます。昨年度から繰越金について300万円を計上しております。以前は3万円でしたけれども昨年度から300万円に繰越金を増額しております。これにつきましては年度当初の資金運用として、今までですと300万円を財務繰越金といった形で繰越をいたしまして構成町から負担金が入った時点でその借り越しをした分300万円分また、元に戻してさらに決算が終わった後また、繰越をすると非常に面倒なやり方をしておりましてけれども、構成町の査定委員の席においてその辺の資金運用をスムーズにするために、来年度は会計の方が知名町から和泊町に移動します。そういった関係もございましてけれども、そういった中で資金を行ったり来たりとある意味不必要な事になってきますので、そこをスムーズにするため繰越金として300万円を予算措置をしたと以前は50万円だった予備費でございますけれども、その繰越金の原資に充てるためには、予備費に当然300万円がないと原資として執行の段階でその300万円が確保できればそれで決算上は合いますけれども、原資は必ず必要ですので、その分300万円を予備費として増額したという事が現状でしたけれども、300万円について金額として適正かどうかという話になっていこうかと思っておりますけれども、それについては4億円の中の300万円にすれば1%にも満たない金額ですので私としましては、正確な額であるという事で構成町との相談のうえさせて頂きました。以上でございます。

○議長（西 文男君） 沖野君

○1番（沖野一雄君） 私が申し上げたいことは、公開数字ということよりも、予備費とはそもそも想定外の例えば災害とかこういった時に想定外の支出を余儀なくされた場合にそれが予備費からの充用という制度があるわけで、そのための予算措置というように理解しているわけですけども、先程管理者の説明は、負担金が直ちに充当できない色々な事態があった時にも何十年と我々組合は歩

んできたわけで、その中で当然何十年も積み重ねた資金があるわけですね、そこをしっかりと生かして、足りないところは繰越金の保険もあるみたいなのでそれも今まで毎年繰越金とは出てくるわけですね、当然そういったところをしっかりと運用して頂きたいなとあえてこの予備費の繰越金がしっかり歳入が入って流用するまでに時間がかかるというのであればそれをしっかり自制すべきであってやるべきであって今の総務課長と管理者の説明は正しく理解できないところがあるんですけど、他の議員さんもよく分からないかも知れませんね今の説明では、私が申し上げたい事は、財政源をしっかりとやって頂いて間違いのないようにミスのないように財政運用をして頂きたいそのためにも必要最小限の経費を計上しました。との説明になっているわけですので、しっかりこれからも正すべきは正してやって頂きたいなという事をお願いしまして、私の質問を終わります。要請をお願いします。終わります。

○議長（西 文男君）要請でよろしいでしょうか。他にございませんか。

（質疑なしの声）

○議長（西 文男君）次に「第1表歳入歳出予算」の質疑を許します。質疑は歳入・歳出一括で行います。予算説明書も参考にしてください。質疑ありませんか。南君

○5番（南 有隆君）歳出の方から11ページ10節の需用費の一番下になります。総務費の中で修繕料で613万円程ありますけれどもこれについて説明をお願いします。

○議長（西 文男君）署長

○署長（平山大樹君）お答えします。通信設備による直流バッテリーの更新事業に伴う予算でございます。以上です。

○議長（西 文男君）南君

○5番（南 有隆君）修繕料で613万円程かかるのか。という気持ちがありました。次の13ページの分遣所費になるんですけれども修繕料が238万2千円これも高額でありますけれども、これも同じ内容なんでしょうか。

○議長（西 文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）お答えいたします。平成27年度から運用しております通信設備について昨年度はUPSのバッテリーを交換しております。来年度については直流電源バッテリーの更新がございましてけれども本署・分遣所、それぞれの中継所大山・越山とございましてけれどもそのバッテリーの交換時期がきているという事で、これについては来年度で一応予算は計上はいたしますけれども、もし寿命があればまた、その1年先送りをするという方法で役場の方とも相談をいたしまして予算については、来年度上げさせてくれといったことで相談をしております。金額の内訳ですけれども本署が480万7千円、分遣所が120万4千円といった内訳でございます。

○議長（西 文男君）南君

○5番（南 有隆君）説明がありましたようにもし、1年寿命が延びるようであれば修繕料は、下がったりすることがあるんですか。

○議長（西 文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）そのとおりであります。

○5番（南 有隆君）ありがとうございます。修繕料という事で設備に対しては、やはり建物等もそうですけれども、以前分遣所の入り口の屋根の所のコンクリートが剥がれて落ちたりした事もありました。それは入り口で当たったら本当に命に関わるような所からのコンクリートが爆裂しておりました。それを考えますと私的には今のバッテリーどうのこうのよりは、やはり建物ですね、整備修繕というのがまず、第一になってくるんじゃないかと思っております。そのためにもできれば毎日ですけれども、建物のチェック、爆裂していないのかのチェック、コンクリートとかですね、危ない所とかがないとかですね、自分達の足下からちゃんとしていくべきじゃないかと思っております。以上です。

○議長（西 文男君）他にございませんか。池田君

○4番（池田正一君）お尋ねします。14ページ目の5、「40周年記念事業費」等の経費が今回初めて計上なされている、どの様な事を考えておられるのか。お尋ねいたします。

○議長（西 文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）はい、お答えします。来年で満40周年となります。今まで10周年ごとにそれぞれ記念行事を行ってきております。そういったことで40周年についても、やはりやった方が良くという意見の元こういったコロナ中の状況で、最近状況についても改善はされておりますけれども、この予算を考えた時点においては宴会までは無理なのかなということで、一応記念式典を開

催しようということで、その中で多額な予算を必要としないように、今までの活動内容だとか、写真での展示、消防職員の意見発表会の発表そういったことを実施する事によって、皆さんに消防がどういう役割を果たしているのか、そういったアピールも兼ねて実施をしようか。という事で10月の下旬に一応日程の方は設定をさせて頂いて、今回40周年という事で沖永良部の本部のみで、与論町もどうしようかなと検討をしましたが、40周年はここで、50周年はそれぞれ両島でしょうか。という事にはなっておりますけれども、40周年記念につきましては本部のみでやろうかという事で現在、検討をしているところです。4月以降実行委員会を立ち上げてその中で十分に検討していくという事しておりますので、次回の議会の時にはその辺も説明ができるだろうと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西 文男君）他にございせんか。南君

○5番（南 有隆君）予算説明資料の1ページの上から9行目にあるグリントランスフォーメーションへの投資、デジタルトランスフォーメーションへの投資とありますけれども、これを使って消防にどのように使用しているのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（西 文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）この難しい言葉が並べてありますけれども、そういったのが消防にとってどういった効果をもたらしているのか。というご質問だと考えますけれども、国が出した色んな投資だとかを引用したところがありまして、非常に恥ずかしい話でありますけれども、私もじゃ消防にとってどういった効果があるのか。という質問をされた事に困っているところです。申し訳ございせんけれども、担当の方から詳細に説明をさせたいと思ひます。申し訳ございせん。

**休憩**（16:42～16:47）

○議長（西 文男君）休憩前に続きまして「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

**討論**

○議長（西 文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西 文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

**採決**

○議長（西 文男君）これから「採決」を行います。議案第15号「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

**同意第1号審議**

○議長（西 文男君）**日程第19** 同意第1号「監査員の選任同意について」を議題とします。

**提案理由の説明**

○議長（西 文男君）本案についての提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今、ご提案申し上げました。同意第1号は「監査員の選任同意について」の案件です。識見監査委員が3月31日付で辞任するため新たに選任者しなければならないため、地方自治法第196条第1項の規定により同意を得るため提出するものでございまして、よろしくご審議のうえ同意くださいますようお願い申し上げます。

**質疑**

○議長（西 文男君）これから「質疑」を行います。

（質疑なしの声）

○議長（西 文男君）「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

**討論**

○議長（西 文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西 文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

**採決**

○議長（西 文男君）これから「採決」を行います。同意第1号「監査委員の選任同意について」は同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西 文男君）「異議なし」と認めます。したがって同意第1号は同意することに決定しまし

た。

**閉 会**

本定例会に付された事件の審議は、全部終了しました。

これで令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会を閉会します。

閉 会 16時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_